

大船渡市訪問型サービスB事業補助金交付要綱

(目的)

第1 大船渡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年大船渡市告示第8号）に規定する訪問型サービスB事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「生活支援」とは、高齢者の日常生活での困りごとに対し、地域公民館、ボランティア団体、非営利活動法人等が実施団体となつて行うごみ出し、買い物代行、部屋の掃除、布団干し、電球交換、草取り等の支援をいう。

(補助対象団体)

第3 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内を拠点とし活動する団体であること。
- (2) 5人以上で構成する団体であること。
- (3) 訪問型サービスB事業についての運営規程を定めていること。
- (4) 営利行為、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に違反しないこと。

(補助要件)

第4 補助対象団体は、訪問型サービスB事業の利用者等に対して当該事業の内容を説明し、利用の同意を得なければならない。

2 補助対象団体は、活動する地域の地域助け合い協議会と連携を図り、訪問型サービスB事業の円滑な運営に努めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び内容の変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金交付額の変更を伴う変更
- (2) 補助事業内容の著しい変更

(申請の取下期日)

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

別表第1 (第5関係)

補助対象経費	補助金の額
運営費(通信運搬費、消耗品費、備品購入費、保険料、作業従事者への謝金その他運営に必要と認められる費用)	補助対象経費から利用料を差し引いた額の10分の10に相当する額とし、月額2,500円を限度とする。

別表第2 (第8関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	大船渡市訪問型サービスB事業補助金交付申請書	1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	2号	1部	
	2 収支予算書	3号	1部	
	3 市長が必要と認める書類			
規則第10条の規定による書類	大船渡市訪問型サービスB事業計画変更(中止・廃止)承認申請書	4号	1部	別に定める。
	1 事業変更計画書	2号	1部	
	2 収支変更予算書	3号	1部	
	3 市長が必要と認める書類			
規則第14条第1項の規定による書類	大船渡市訪問型サービスB事業補助金交付請求(精算)書	5号	1部	別に定める。
	1 事業実績書	6号	1部	
	2 事業実績表	7号	1部	
	3 収支精算書	3号	1部	
	4 市長が必要と認める書類			
規則第15条第2項の規定による書類	大船渡市訪問型サービスB事業補助金前金払請求書	8号	1部	別に定める。

様式第1号（別表第2関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

大船渡市訪問型サービスB事業補助金交付申請書

年度において、大船渡市訪問型サービスB事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市長が必要と認める書類

様式第3号（別表第2関係）

大船渡市訪問型サービスB事業 収支（変更・精算）予算書

1 収入

単位:円

科 目	金 額	内 訳
市補助金		
サービス利用料		
その他		
合 計		

2 支出

単位:円

科 目	金 額	内 訳
サービス利用調整 を行う人件費		
従事者への謝礼金		
通信運搬費		
消耗品費		
保険料		
その他必要な経費		
合 計		

様式第4号（別表第2関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名

印

大船渡市訪問型サービスB事業計画変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市訪問型サービスB事業補助金について、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 添付書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 収支変更予算書
 - (3) 市長が必要と認める書類

様式第5号（別表第2関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

大船渡市訪問型サービスB事業補助金交付請求（精算）書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知
のあった大船渡市訪問型サービスB事業補助金について、関係書類を添えて補助
金の交付を請求します。

記

1 請求額	金	円
補助金交付決定額	金	円
前金払受領済額	金	円

2 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 事業実績表
- (3) 収支精算書
- (4) 市長が必要と認める書類

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を
「精算」と記載すること。

様式第 6 号（別表第 2 関係）

大船渡市訪問型サービス B 事業 事業実績書

団体名	
実施期間	年 月 ～ 年 月
活動範囲	地区 ・ 地域
サービス利用者数	人 (サービス利用者の実人数を記載すること。)
従事者数	人 (実際に作業に従事した者の実人数を記載すること。)
活動日数 (回数)	日 (回)
活動内容	
活動で把握した地域の状況 (地域課題・ニーズ等)	
活動による地域への効果	

様式第8号（別表第2関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名 印

大船渡市訪問型サービスB事業補助金前金払請求書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった大船渡市訪問型サービスB事業補助金について、前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1	前金払請求額	金	円
	補助金交付決定額	金	円

2 事 由